

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 4 月 1 7 日付けで提起した処分庁による保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求について、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し答申を得たので、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

理由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長に対し、個人情報の保護に関する法律に基づいて、「生駒市役所 生活支援課が“○○○○”に（○○○○○○○○○○にあった）旧○○○○宅の引っ越し作業を依頼した件につき、その行為自体が、地方公務員法や生駒市法令遵守推進条例その他の法律や条例等に照らして、正当なものであった事を示す法的根拠全部」の開示請求をしたところ、生駒市長が開示請求の対象として保有している文書は存在しないとして全部を開示しないことを決定したことに対し、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。

第 2 審査請求人の主張要旨

旧○○○○宅の引っ越し作業に関して、審査請求人が引っ越し業者を選定した事実もなければ、引っ越し作業をどこかの引っ越し業者に依頼した事実もないため、開示請求書に記載した開示を求めた情報について、全部開示することを求める。

第 3 決定の理由

審査請求人の開示請求の対象は、運送作業の依頼が法令上正当なものであったことを示す法的根拠であり、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではなく、本件審査請求も、

本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではない。

第4 結論

主文のとおり裁決する。

令和7年7月3日

生駒市長 小紫 雅史